

令和7年7月

組合員 各位

愛知県薬剤師国民健康保険組合

「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」の送付について

平素は当組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、各組合員様のマイナ保険証の保有状況にあわせて添付の通り「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付させていただきます。必ず氏名等内容を確認いただきますようお願い申し上げます。

■ 「資格確認書」・・・マイナ保険証を保有していない組合員様へ

■ 「資格情報のお知らせ」・・・マイナ保険証を保有している組合員様へ

※ なお、70歳未満の組合員様で令和6年12月2日以降に新たにご加入された方、住所・氏名等のご変更をされた方で、既に「資格情報のお知らせ」をお持ちの方は今回「資格情報のお知らせ」の送付はございません。引き続きお手元の「資格情報のお知らせ」を大切に保管していただきますようお願いいたします。

送付させていただきました「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」は令和7年8月1日から使用してください。

現在お手持ちの有効期限が切れた被保険者証または資格確認書は8月1日以降に愛知県薬剤師国民健康保険組合事務局に返送いただくか、自身で破棄してください。

その他ご不明な点などございましたら、組合事務局までご連絡願います。

※70歳以上の組合員の方は裏面をご確認ください。

愛知県薬剤師国民健康保険組合

TEL 052-228-0910

FAX 052-228-0930

70歳以上の組合員様

「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」の負担割合につきまして、「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」に記載されている負担割合は、所得等により、2割、または3割に判定されており、2割判定となるのは、次の1.か2.の基準のどちらかを満たしている場合です。

1. 世帯全員の中で、愛知県薬剤師国民健康保険組合に加入されている70歳から74歳の方、それぞれが課税標準額145万円未満の場合。（一人でも145万円以上の場合は、1.の基準は満たしません）
2. 下表の基準を満たしている場合。

70歳以上の加入者	総収入金額の合計	負担割合
複数世帯(2名以上) ただし特定同一世帯所属者※がいる場合	520万円未満 特定同一世帯所属者※の収入も含む	2割
単身世帯(1名) ただし特定同一世帯所属者※がいる場合	520万円未満 特定同一世帯所属者※の収入も含む	
単身世帯(1名)	383万円未満	
※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行に伴い、薬剤師国保組合を脱退した人で、継続して同一の世帯に属する人です。		

上記1、または2の基準を満たしていない対象者は、3割に判定しております。

なお、新しい「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」は8月1日から使用してください。

現在お手持ちの保険証は、8月1日以降に愛知県薬剤師国民健康保険組合事務局に返送いただくか、自身で破棄してください。

また、「資格確認書」が発行される組合員様につきましては、入院等、医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証が必要となりますので、その際は組合へお手続きください。

愛知県薬剤師国民健康保険組合に

ご加入されている方のお手元の健康保険証の有効期限は

2025年7月31日に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

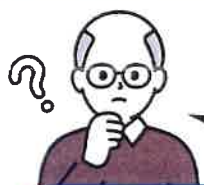
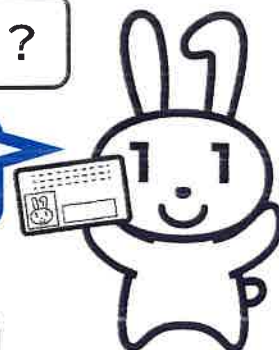
マイナ保険証か資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。
また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に**申請すれば資格確認書を取得できます**。親族等の法定代理人や介助者等による**代理申請も可能**です。



まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！



マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！

裏面へ >>>

マイナンバーカードを健康保険証として
使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口で設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは？



- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します



- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

- 3 「健康保険証」を押します

- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください



マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用につ
いてもっと知りたい方
はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare